

植東だより



令和5年5月16日
第2号
植田東小学校
世帯数配布

新年度が始まり、1か月半が過ぎました。

子どもたちは新しい学年・学級での生活にも少しずつ慣れ、学習や運動に活発に取り組む姿が見られます。これからの時期は、蒸し暑い季節になります。体調管理に気を付けて、健康で元気に過ごしてほしいと思います。ご家庭でも、水分補給と、帽子をかぶらせていただくよう暑さ対策へのご協力をよろしくお願いいたします。



6月の行事予定

月	火	水	木	金	土	日
			1 諸費引き落とし日	2 運動会準備 1~5年生 4時間授業 6年生5 5時間授業	3 運動会 (雨天時 40分4時間授業)	4
5 土曜日運動会による 振替休業日	6 水泳学習開始 出前授業 (6年生) スクールカウンセラー来校	7 運動会予備日 (行事食) 4時間授業 スクールカウンセラー来校	8 学校生活アンケート① 歯科健診 (3・4年生)	9 内科健診 (2年生・ あすひ)	10	11
12 内科健診 (6年生)	13 委員会活動 (4年生5時間授業) スクールカウンセラー来校	14 内科健診 (3年生) スクールカウンセラー来校	15 耳鼻科健診 (2年生)	16 内科健診 (4年生)	17	18
19 内科健診 (5年生)	20 出前授業 (4年生・図工) スクールカウンセラー来校	21 出前授業 (4年生・図工) スクールカウンセラー来校	22 出前授業 (4年生・図工) 歯科健診 (1・2年生 あすひ)	23 出前授業 (6年生・総合)	24	25
26	27 クラブ活動 スクールカウンセラー来校	28 スクールカウンセラー来校	29	30		

スクールカウンセラーの面談について

本年度本校は、2名のカウンセラーが来校しています。面談は、予約制となっています、面談をご希望の方は、教頭にお申し出ください。

- ・ 火曜日の午後
- ・ 水曜日の午後



運動会について

各学年で運動会に向けての練習が始まりました。種目は**短距離走と学年競技**を行います。今年度も熱中症、子どもたちの健康への配慮から、練習時間や競技内容を工夫して取り組んでいます。子どもたちには、運動会に向けて個々の目標をもたせ、取り組ませていきたいと考えています。

また、混雑を避けるために保護者の参観は、**入れ替え制**とさせていただきます。保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。詳細は、運動会案内をご覧ください。

***運動会予備日の7日(水)は、運動会の実施の有無にかかわらず、4時間授業で行事食になります。**メニューを確認していただき足りない場合は、おにぎりなどを持たせてください。

【7日行事食のメニュー】

クロワッサン パパロアシュークリーム フィッシュミニ 牛乳

防犯ブザー携帯のお願い



例年、入学の際に、名古屋市教育委員会より「防犯ブザー」を配布しています。「防犯ブザー」を見えるところに付けていることで、犯罪予防になるとも言われますので、在学中の6年間は防犯ブザーを身に付けさせてください。また、**防犯ブザーは、長期間にわたって使用できるように、定期的な点検や適切な取り扱いにもご留意ください。**

不審者から子どもたちを守るために、本校では集団登校をしています。

集合時間に間に合わないときは、保護者同伴での登校をお願いしていますが、遅れて一人で登校してくる子どもを見かけることがあります。一人で登校することがないように、ご家庭での配慮をお願いします。また、通常の下校や部活動後に下校するときもできるだけ複数で下校するように指導しています。

不審者に遭遇したという事例は、習い事に行くとき、公園で遊んでいるときなどの明るい時刻にも発生しているようですので、気を付けていただきたいと思います。

万が一、**お子様が不審者に遭遇するようなことがありましたら、できるだけ早く、天白警察署(電話802-0110もしくは110番)にご連絡ください。**

学習用タブレット端末の使用について

学習用タブレット端末及びその使用のために必要な付属品の貸与を受けるに当たり、2年生以上のお子さんはすでに同意書にサインをいただいております。下記の同意事項を今一度ご確認ください。取り扱いによる紛失や破損につきましては、保護者の負担による費用が発生する場合がございます。該当する場合には、学校より連絡をさせていただきますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。

タブレット端末の使用に関する同意事項

- 貸与物品は責任を持って管理し、貸与期間終了後は速やかに返却します。
- 貸与物品のメンテナンス、不正アクセス等のトラブルとの関連が疑われる場合その他管理運営・取扱にあたり必要な場合は、貸与物品を一時返却し、教育委員会の指示に従います。
- 貸与物品の使用に関し、以下の禁止事項を行いません。
 - (1) 貸与物品を第三者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は破損すること。
 - (3) 貸与物品を学習活動、その他学校長が定める用途以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、使用者以外の者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) 設定変更やアプリケーションのインストールを許可なく行うこと。
 - (6) その他貸与物品の貸与の目的に反する行為を行うこと。
- 在籍校内又は在籍校が校外で行う教育活動において使用する場合以外のインターネット接続に係る通信料金や充電の際の電気代については、家庭で負担します。
- 貸与物品について、紛失、盗難、破損、故障等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上で、学校の指示に従います。